

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和7年度 第3回鹿児島南警察署協議会
会 議 日 時	令和8年2月26日（木） 午後3時から午後4時10分
会 議 場 所	鹿児島南警察署5階大会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 11人 2 警察署 署長以下 15人
<p>（会議の概要）</p> <p>1 会議の概要          (1) 会長挨拶          (2) 署長挨拶          (3) 協議              ア 管内概況及び治安情勢等について              イ 諮問・答申                  桜島と芸術花火の警備体制について              ウ 警察行政に対する意見・要望等について</p> <p>2 諮問・答申          桜島と芸術花火の警備体制等説明          桜島と芸術花火開催に伴うこれまでの当署の警備体制等について説明させていただいたが、今後どの様な対策を取るべきか、御意見をいただけないか。</p> <p>（委員） 宇宿に住んでいるが、知人から「初めて開催された時はマリンポートから橋を渡るまで2時間近くかかったが、色々な対策を講じて貰い、去年はスムーズに帰れた。」と聞いている。          日の出陸橋下の旧道は街灯がなく警備員も1人しかいないため、今後、事故等も予想されるので対策をお願いしたい。</p> <p>3 委員からの意見・要望の提言等          （委員） 町内会で設置する防犯灯等について          町内会で設置する防犯灯や防犯カメラについて助成する制度等があれば教えていただきたい。</p> <p>（回答） 防犯灯、防犯カメラの設置補助事業に関し、警察が取り扱う助成制度というものはないが、鹿児島市や地区防犯団体連合会が行う安心・安全なまちづくり推進事業として、町内会等に防犯灯又は防犯カメラの設置費等を助成する制度があり、鹿児島市のホームページにも紹介されている。          防犯灯については、町内会等が行う防犯灯の新規設置やLED化の費用を助成し、防犯カメラについては、カメラの設置費用の一部を助成するものである。詳細については、防犯灯は鹿児島市安全安心課に、防犯カメラは、鹿児島市内の3地区の防犯団体連合会に問い合わせさせていただきたい。</p> <p>（委員） 喜入瀬々串町の集落主要道路について          国道226号線瀬々串小入口から集落に入り瀬々串下入口交差点までの集落内道路は、午前7時30分から午前8時30分頃まで小学校の通学路となっているが、同時間帯は通勤の車や幼稚園の送迎の車等、車の量も多く、スピードも出しており危険である。          この様な道路に、速度制限標識等を設置出来ないか。</p> <p>（回答） 委員御指摘の道路状況を確認したところ、道路幅員が狭く中央線のない、カーブが連続した道路であった。          同道路における速度規制の必要性について、平日朝の通勤通学時間帯に現場調査を行ったところ、通行車両の速度については、最も速い車両で時速37キロ、平均速度は時速26.5キロであった。          調査日においては、通学児童等の歩行者に関し、通行車両との接触等の危険性は認められなかった。</p>	

同道路における過去5年間の交通事故の発生状況を確認したところ、自損事故や後退中の接触等の物件事故の発生が6件で、歩行者が関連するものや速度超過に起因する交通事故の発生はなかった。

このような調査結果を踏まえ、現時点における速度規制の必要性は低いと判断した。

なお、令和8年9月1日から、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線のない狭い道路については、現状の法定速度時速60キロから時速30キロへ引き下げられることになっている。

(委員) 横断歩道の設置について  
坂之上第1踏切近くの交差点は、通行人も多く、大変危険である。  
横断歩道の新設が出来ないか。

(回答) 現場調査を行ったところ、  
○ 横断歩道が設置されている坂之上交差点までの距離が、約50メートルであり、近接していること。  
○ 踏切に近い場合、横断歩道を設置した場合、車両が横断歩道直近で停止した際、後続の車両が踏切内で立ち往生する危険性が懸念されること。  
から、現時点における横断歩道設置の必要性は低いと判断した。  
今後、交通環境に変化が生じた際は、再度、検討したい。

(委員) 交通指導取締りについて  
交通違反の車、バイクが多く、運転していてヒヤッとすることが多々あり、今、警察がいてくれたらと思うことがある。  
一方、交通安全とあまり関わりのない軽微な交通違反を狙った取締りを見かけたりする。  
必要性を十分に検討した取締りをして欲しい。

(回答) 交通指導取締りについては、交通事故の抑止を最大の目的として推進しているところである。  
交通指導取締りの実施に当たっては、交通事故の発生状況や地域住民からの要望等を踏まえ、  
○ 交差点や通学路等における一時停止違反や通行禁止違反、歩行者妨害違反取締り  
○ 幹線道路を中心とした速度違反取締り  
○ 飲酒運転取締り  
等の重大事故に直結するおそれのある交通違反取締りを重点的に実施している。  
また、軽微な交通違反であっても、その積み重ねが、重大事故に繋がる可能性もあることから、軽微な違反であっても積極的に指導取締りを行っていくこととしている。  
引き続き、交通事故の発生状況や地域住民から寄せられる取締り要望等を踏まえながら、交通指導取締りを推進していきたい。

備 考